

# ふるさと人づくり推進事業 実施要綱

## 第1 趣旨

「島根創生計画」を進めるうえでの概ね10年後の目指す島根の将来像である「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向けた柱の一つである人口減少に打ち勝つための総合戦略に位置付けられた、島根を創る人をふやすための施策を展開していく。

そのためには、島根の子どもたち一人一人に地域に愛着を持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を育むとともに、地域を支える担い手となる幅広い世代の地域住民が多様な学習機会をとおして地域課題について理解を深め、つながりながら、地域が直面する課題に対して主体的に立ち向かっていく地域を担う人づくりを推進する必要がある。

県は、本要綱に定めるところにより、「ふるさと人づくり推進事業」（以下、「本事業」という。）を、市町村と連携して実施する。

本要綱は、本事業の実施にあたって必要な事項を定めるものである。

## 第2 事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

### 1 つながりづくり「ふるさと活動」実践事業

子どもたちが地域住民に支えられながら地域で取り組む「ふるさと活動」を充実させながら、地域のリーダーを育成するとともに、将来的な還流を見据えて「ふるさと活動」をとおして大学生等が地域とつながり続ける動きの定着を図るため、別途定める『つながりづくり「ふるさと活動」実践事業実施要領』により取組を行う市町村を県が支援する。

### 2 「学びのサイクル」による人づくり促進事業

公民館・コミュニティセンター・交流センター・まちづくりセンター・地域コミュニティ交流センター・地域自主組織（以下、「公民館等」という。）と地域団体が連携しながら学習・実践活動を行うことにより、地域住民の人材育成を行うため、別途定める『「学びのサイクル」による人づくり促進事業実施要領』により取組を行う市町村を県が支援する。

## 第3 事業期間

### 1 つながりづくり「ふるさと活動」実践事業

令和4年度から令和6年度までの3年間（上限）とする。ただし、ふるさと活動モデルづくり事業実施市町村においては、令和2年度から実施の場合は令和4年度まで、令和3年度から実施の場合は令和5年度までの期間とする。

### 2 「学びのサイクル」による人づくり促進事業

令和5年度から令和6年度までの2年間とする。ただし、1公民館等あたり1回のみ実施とする。

## 第4 実施市町村

県が支援を行う市町村は、『つながりづくり「ふるさと活動」実践事業実施要領』及び『「学びのサイクル」による人づくり促進事業実施要領』に定めるところにより決定する。

## 第5 実施状況の共有と成果の波及

県は、本事業での実施市町村での取り組み状況、実施にあたっての課題の解決の工夫、ノウハウ等を随時実施市町村や未実施市町村とも情報共有し、県全体への取組の波及に努める。

情報共有、成果の波及にあたっては、次の機会等を活用する。

- (1) 社会教育課・施設・事務所 連絡会
- (2) 各教育事務所で開催する派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日（スタッフ会議）
- (3) 県または県教育委員会が開催する各種研修会・発表会（社会教育主事・士等研修会を含む）
- (4) 県公民館連絡協議会が開催する島根県公民館研究集会
- (5) 県、県公民館連絡協議会のホームページへの掲載
- (6) その他

## 第6 費用

市町村が実施する本事業に要する経費については、県が別に定める「ふるさと人づくり推進事業補助金交付要綱」に基づき補助するものとする。

## 第7 その他

本要綱に定めのない事項で、本事業の実施にあたって必要な事項は、県が別途定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。